

茨城県家畜保健衛生業績発表会開催要領

1 目的

家畜保健衛生所で実施した事業・調査等の実績や成果等を取りまとめ、関係者と共有するとともに、業務の改善や質的向上に資することを目的とする。

さらには、その成果を全国的に周知・普及する必要があると判断された課題については、関東甲信越ブロック家畜衛生業績発表会へ提出するものとする。

2 主催

茨城県農林水産部畜産課

3 発表要領

(1) 家畜保健衛生の事業、調査等における業績とし、次の2部に区分する。

ア 第1部 家畜保健衛生の企画推進に関する業務

イ 第2部 家畜保健衛生所における試験、調査成績

(2) 発表は抄録及びスライドの印刷物により、書面発表とする。

(3) 発表演題数は病性鑑定第一課及び第二課を除き、原則、各課1題以内とし、演題の提出にあたっては通常業務に支障がないよう配慮する。

(4) 発表者は、抄録を国の家畜保健衛生業績抄録作成要領により作成するものとする。ただし、著者名については全員分記載することとする。

(5) スライドは、国の全国家畜保健衛生業績発表会用スライド作成要領により作成するものとする。

4 選考方法及び関東甲信越ブロック家畜保健衛生業績発表会への提出

(1) 審査員長は畜産課長とし、審査員を選任するものとする。

(2) 審査は、別紙により採点し、合計点により行うものとする。

(3) 審査員長は、審査員の審査結果を踏まえ、発表のあった演題のうち第1部及び第2部からそれぞれ1題以上、計3題を選出し、関東甲信越ブロック家畜保健衛生業績発表会に提出する。

5 選考結果等の発表

発表会資料及び選考結果については、後日、各所へ書面にて通知する。

6 その他

- (1) 事実の誤認が認められる場合、または、国及び農業者との関係を損なう恐れのあるときは、発表から除外することがある。
- (2) この要領に定めのないことについては、必要に応じて、畜産課長が別に定めるものとする。

茨城県家畜保健衛生業績発表会審査用紙

No	演題名 (演者)	①県の施策の方向性と照らして課題及び目的の適切性・明確性	②課題の意義・内容の新規性	③成果の普及性・発展性	④発表の論理性、学術的な内容	⑤まとめ方、図表の使い方	合計
		(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	
		(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	
		(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	(評価点) 1 2 3 4 5 (理由)	

(評価点) 5 : 良好 4 : やや良好 3 : 普通 2 : やや不良 1 : 不良